

移動販売の出店に関する取決め

(出店登録)

- ・ 3月末時点において登録している事業者数が20者を下回った場合には、4月に新規登録を受け付けることとする。(20者到達まで)
- ・ 新規の出店登録については、「府中市郷土の森観光物産館への移動販売登録申請書」に必要事項を記入し必要書類を添付し府中市郷土の森観光物産館（以降「観光物産館」という）へ提出すること。
- ・ 新規の出店登録については、前項の必要書類の提出により審査を行い、承認を受けることにより完了する。

(出店予約)

- ・ 観光物産館への出店は、移動販売登録を完了した者のみ受け付ける。
- ・ 出店予約については、前月の15日（月曜日の場合は翌営業日／祝日は除く）の午後3時より電話のみで受付をする。なお、出店予約は1か月に4日間までとし連絡順で受け付ける。(梅まつりの時期は除く)また、梅まつり期間の出店予約については、別途通知する。

- ・ 1 日の出店予約台数は 5 台までとする。それ以上の予約が有った場合にはキャンセル待ちでの受付は可能とする。なお、15 日から 24 日まではキャンセル待ちも 1 日分に加算される。

- ・ 前月の 25 日（月曜日の場合は翌営業日／祝日は除く）の午後 3 時より、1 か月 4 日間の制限を解除し電話での受付を開始する。なお、5 台を超えている日程についてもキャンセル待ちの申込みができる。

（出店のキャンセル）

- ・ 出店予約をキャンセルする場合には、キャンセル待ちの者が出店に向けた準備ができる期間を考慮し、出店日の 2 日前（土曜日の場合は木曜日）の正午までに観光物産館へ必ず連絡をすること。

- ・ 出店日の 2 日前の正午までに連絡がない場合には、ペナルティーを科し翌月 1 か月間の予約受付を停止する。なお、ペナルティーが 15 日を過ぎ既に翌月の予約をしている場合には、翌々月分の予約受付を停止する。また、当日が少しでも雨であったり、朝 6 時の時点での天気予報に雨の予報が出ている場合のキャンセルについては、ペナルティーとして扱わない。

- ・どのような状況であっても当日に連絡無で出店しない場合には、ペナルティーを科すこととする。

(出店料)

- ・出店をした事業者は、府中観光協会会員である場合は売上金の5%を、それ以外の場合は10%を、出店料として翌月末日までに「移動販売出店売上報告書」に必要事項を記入して観光物産館に納金すること。

- ・出店料を3か月間滞納した場合にはペナルティーを科すこととする。(納金に3か月を超える理由がある場合には、事前に理由と納期について必ず相談すること。これを守ればペナルティーとはしない。)

(その他)

- ・ペナルティーが1年間に3回以上科された場合には、出店登録の抹消をする。

- ・未出店期間が1年間を超えた場合には、出店登録の抹消をする。

- ・1度出店登録を抹消された事業者は、その後いかなる理由がある場合においても出店の再登録受付は一切行わない。

- ・この取り決めは、2022年1月1日より適用する。